

Q 4. どのような場合に、不当寄附勧誘防止法に基づいて寄附を取り消すことができますか。

令和4年12月、不当寄附勧誘防止法が国会で成立し、令和5年6月1日に全ての規定が施行されました。この法律によって、法人等が寄附の勧誘をする際に、以下に掲げる行為をしたことにより、個人が困惑し、それによって寄附の意思表示をした場合には、当該個人は、当該寄附を取り消すことができます（不当寄附勧誘防止法第8条第1項）。

①お願いしても帰ってくれない（不退去）、②帰りたいのに帰してくれない（退去妨害）、③勧誘をすることを告げず退去困難な場所へ同行、④威迫する言動を交え相談の連絡を妨害、⑤恋愛感情等に乗じ関係の破綻を告知、⑥靈感等による知見を用いた告知

詳しくは[こちら](#)を御覧ください。

（このほか、消費者は、消費者契約法により取消しの対象となる場合、同法の規定に基づいて契約を取り消すことができます。Q3を御参照ください。）